

2007年 7月 20日

総務部人事課

イギリスVAT還付ルール変更に伴う、旅費精算対応のお願い

題記の件、イギリス税務当局が VAT(付加価値税) 還付ルールを変更したことに伴い、以下の内容をご確認の上、イギリスへの出張者におかれましては、各自確実にご対応頂きたく宜しくお願い致します。

記

1. VATとは

VAT (Value Added TAX) とは「付加価値税」と訳されており、日本における消費税と類似した間接税です。これは、あらゆる製品・サービスに課税されますが、非居住者であれば還付手続きをすることによって還付を受けることができます。還付手続きの際には、発行されたインボイスの提出が必須となっています。なお、イギリスにおける VAT の税率は 17.5%となっております。

2. イギリスのVATルールの変更について

従来、イギリス税務当局に申請したイギリスのホテルインボイスは、社員個人宛てに発行されていても、出張精算に関わる書類(海外出張精算書)が添付されているものについては還付を受けておりました。しかし、2006年1月1日以降の申請より当局は、非居住者の VAT 還付申請における全てのホテルインボイスについて、正式な申請社名と登記住所が記載されていないインボイスは、全て還付申請対象外としています。

(還付申請対象外とは還付が認められなくなるということです)。

3. 海外出張時及び海外出張旅費精算時の対応

3-1. 海外出張時

海外出張で支払ったホテル代等に課税されている付加価値税 VAT の還付を受ける為、必ず下記の要件を満たすインボイスを受領して下さい。(別紙「海外出張に行かれる社員の皆様へ」参照)

- ・ 英文社名・登記上住所・・・他社名(現地法人・旅行会社等)、個人名では還付が受けられません。
英文会社名：**Renesas Solution Corp.**
登記上住所：**Nippon Bldg, 2-6-2, Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan**
- ・ オリジナルインボイス・・・Copy Invoice, Information 等の正式インボイスでないものは認められません。
- ・ 日付、税率/税額・・・明記されていなければなりません。

3-2. 海外出張旅費精算時

3-1で入手した、オリジナルインボイスを必ず添付し、所定の精算手続きを行って下さい。
(インボイスの表記に注意頂くだけで、精算手続きは旧来と何ら変更はございません)

4. 本件担当

総務部人事課 / 田口

以上